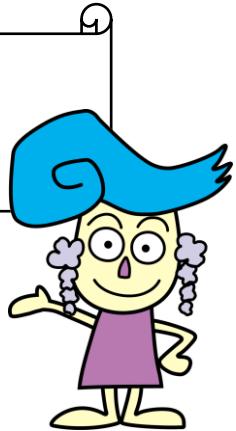


認可外保育施設通所児童の保護者向け

幼児教育・保育の無償化のご案内



①保育の必要性がある3～5歳児の利用料を

月額3万7,000円まで無償化

対象：保育の必要性がある3歳から5歳児（小学校就学前）までの子ども
(該当年度の4月1日の年齢)

②保育の必要性がある市民税非課税世帯の

0～2歳児の利用料を、月額4万2,000円まで無償化

対象：保育の必要性がある市民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子ども

但し、幼稚園を併用して利用している方の、認可外保育施設等の利用料は、
幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合に限り、3～5歳児
は、月額1万1,300円まで、市民税非課税世帯の0～2歳児は、月額1万
6,300円まで無償化

《重要》

認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには、
保育の必要性の事前認定が必要です。

※保育の必要性とは、保護者の仕事、妊娠、出産、入院、疾病などの理由によ
り、保護者が子どもの保育ができず、保育を必要としていることを指します。

※保育の必要性がないなど、上記の無償化の条件に該当しない場合は、無償化
の対象になりませんので、手続きは不要です。

※幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合とは、幼稚園が

- I. 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満
- II. 年間開所日数が200日未満

のどちらかの条件を満たしている場合です。

※上限額の範囲内であれば、複数施設のサービス利用も可能です。

※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業を利用する場合、
利用料を合算して、同一の上限額の範囲内で無償化の対象となります。

※上限額を上回った分の利用料は、自己負担となります。

※保育園・認定こども園・小規模保育事業所と併用して利用している方の認可
外保育施設等の利用料は、無償化の対象なりません。